

報道関係者 各位

令和6年7月19日発表

【照会先】

福岡中央労働基準監督署

副 署 長 古川 太一

第三方面主任監督官 前原 利幸

(電話番号) 092 (761) 5607

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 墜落による危険の防止措置を講じていなかったもの～

福岡中央労働基準監督署(署長 ^{わたなべ} 渡辺 ^{じゅんいち} 純一)は、本日、有限会社小田商会及び同社職長を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年12月27日、福岡県糸島市の建築工事現場において、作業員に建物3階の窓の清掃作業を行わせていたところ、手すり等の墜落による危険を防止するための措置を講じていなかったことから、同作業員が地上約7メートルの高さから墜落したものを。

1 被疑者

(1) 有限会社^{おだしょうかい}小田商会

本店所在地：福岡市中央区大手門

事業内容：ビルの清掃及び管理等

(2) 同社職長(51歳)

2 違反条文

有限会社小田商会に対し、

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置)

労働安全衛生規則第519条第1項(墜落による危険の防止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

同社職長に対し、

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置)

労働安全衛生規則第519条第1項（墜落による危険の防止）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年12月27日、福岡県糸島市の3階建て建物の建築工事現場において、有限会社小田商会の作業員が、高さ約7メートルの庇の上で、窓の清掃作業を行っていた際に、地上に墜落して死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けることが規定されていますが、有限会社小田商会の職長は、災害発生当時、このような墜落を防止するための措置を講じていなかったものです。

【関係条文】

労働安全衛生法

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者（第2号～第4号 略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本状の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落に

より労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。